

中山道加納宿まちづくり交流センター 会議室利用時の注意事項

- 施設使用料は、使用日前日までに金融機関からお振込みください。使用当日に、中山道加納宿まちづくり交流センターの窓口にて「使用承認書」と振込済みの「納入通知書兼領収書」を職員に提示した上で、会議室をご利用ください。
- 貸出時間には、準備・後片付けまでの時間を含みます。
- 貸出時間前の入室はできません。また、当日の時間変更はできません。
- 許可内容と異なる利用をした場合、許可を取り消すことがあります。
- 会議室使用後は原状回復の上、事務局の確認を受けてください。
- 使用中に施設もしくは施設内備品を汚損、損傷、紛失した場合は、必ず事務局までお申し出ください。修理、買い替えが必要となった場合は、その実費について弁償していただくことがあります。
- 施設内での飲食は可能ですが、アルコール類は不可としています。また、施設内にはゴミ箱がありませんので、ゴミ類は必ずお持ち帰りください。
- 施設内及び施設敷地内は、禁煙です。
- 施設の構造が木造のため、防音性がありません。また、民家が隣接していますので、必要以上に大きな音を出さないようお願いいたします。他の施設利用者や近隣への迷惑になると判断した場合には職員が注意することもありますので、職員の指示に従ってください。なお、各会議室は木製建具で区切られている関係上、他の会議室の音が入ることもございますので、ご理解の上、ご利用ください。
- 貴重品類の管理は各自でお願いします。必要であればコインロッカーをご利用ください。コインロッカーは当日のみの利用になります。利用の際は、職員にお声がけください。

- 施設利用時の盗難、紛失及び人的事故につきましては、当施設では一切の責任を負いませんのでご了承ください。
- 敷地内の駐車台数は6台(身障者用駐車場1台を含む)のみであるため、会議室利用の際は、できる限り公共交通機関もしくは徒歩、自転車での来館にご協力ください。
- 次の項目に該当する場合、予約の取り消しや使用の中止となることがあります。
 - ・公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
 - ・集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
 - ・建物又は附属設備若しくは備品を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
 - ・その他、交流センターの管理上支障を来すおそれがあるとき。
- 予約内容を変更する場合は、利用開始日の4日前(※休日を算入しません)までに使用承認書を添えて、「使用変更申込書」を提出してください。
- 予約をキャンセルする場合は、速やかに「使用中止届出書」に使用承認書を添えて提出してください。
- 利用開始日の4日前(※休日を算入しません)までに「使用変更申込書」または「使用中止届出書」の提出がなかった場合、使用料は返還できませんのでご了承ください。

ご協力をよろしくお願いいたします。

ご不明な点は、下記へお問い合わせください。

中山道加納宿まちづくり交流センター

〒500-8474 岐阜市加納本町一丁目 16 番地 1

TEL:058-214-2341